

議員提出議案第 十三 号

地方バス生活路線運行維持補助制度の改善を求める意見書

このことについて、別紙のとおり内閣総理大臣、大蔵大臣、運輸大臣、自治大臣に意見書を提出する。

平成五年十二月二十四日提出

提出者	三朝町議会議員	岡嶋達雄
賛成者	三朝町議会議員	小椋昭一
賛成者	三朝町議会議員	福田家
賛成者	三朝町議会議員	角本章
賛成者	三朝町議会議員	徳田一彦
賛成者	三朝町議会議員	西村武津美

平成五年拾月貳拾四日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

地方バス生活路線運行維持補助制度の改善を求める意見書

地方バス路線は、地域住民生活の維持発展に重要な役割を果たしているが、過疎化進行、マイカーの大幅な普及によって廃止または縮小の現状にある。

したがって、高齢者、児童、障害者、通学生やクルマを持たない人々の交通確保は危機的状況にある。

地域住民の生活にとって必要不可欠な公共交通機関である地方バス路線の確保は、国の責務であるとの観点にたつて、平成七年度以降継続、見直しの地方バス路線運行維持対策要綱を左記のとおり改善されるよう強く要望する。

記

- 1 運行維持対策要綱は、平成七年以降十箇年とされたい。
  - 2 整備地域は、第一類とされたい。その他、都道府県知事が必要であると認めた地域を、整備地域に指定されたい。
  - 3 第二種生活路線の平均乗車密度は、「三人以上十三人以下のバス路線」とされたい。また、一日の運行回数十五回以下とされたい。
  - 4 第三種生活路線の平均密度は「三人未満のバス路線」とされたい。
  - 5 乗車密度の算定要件を緩和されたい。
  - 6 標準原価の算出にあつては、全バス事業者とされたい。
- 補助対象経常費用は、全国または地域キ口当たり標準経常費用のうち、いずれが多い方とされたい。

- 7 市街地部分人口は、人口四十万人以上の市とされたい。
- 8 整備地域指定における路線競合率は、五十%とされたい。
- 9 国庫補助金の交付額は、所要額とされたい。また交付額の大幅な引き上げをされたい。
- 10 車両購入費補助の限度額を引き上げられたい。
- 11 第三種生活路線の補助適用期間を延長されたい。
- 12 廃止代替バスの補助単価を引き上げられたい。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成五年十二月二十四日

鳥 取 県 三 朝 町 議 会